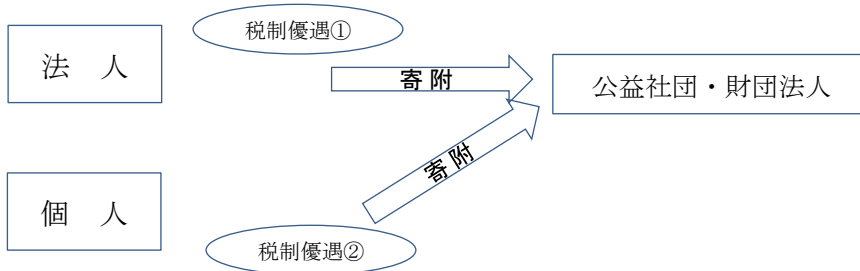


# 公益財団法人さいたま緑のトラスト協会への寄附に係る法人税制

公益法人には各種の税制上の優遇措置が設けられています。

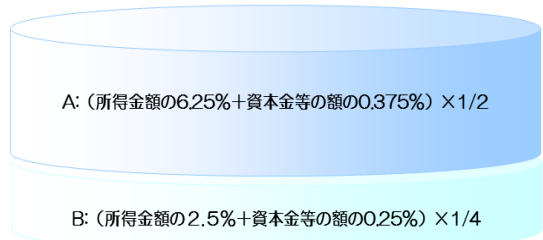


## ① トラスト協会に寄附をした法人に対する税制優遇

### 法人税

法人税について、法人が支出する寄附金は、その法人の資本金等の額、所得の金額に応じた一定の限度額までが損金に算入されます。

このとき、公益法人に対する寄附については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。



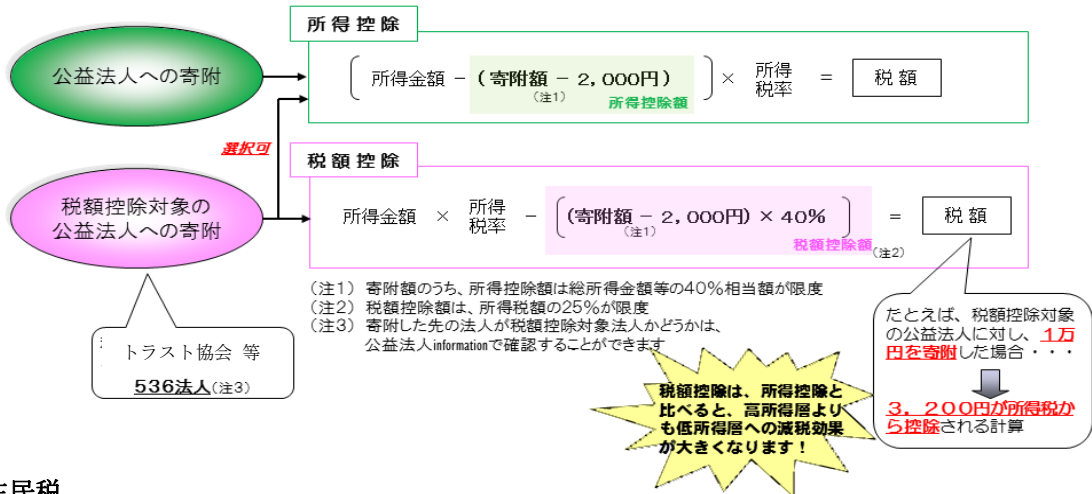
{ A: 公益法人への寄附金の特別損金算入限度額  
 B: 一般寄附金の損金算入限度額(Aの限度額を超えた分を含む)

## 【参考】

## ② トラスト協会に寄附をした個人に対する税制優遇

### 所得税

所得税について、以下の優遇があります。



### 住民税

住民税について、以下の優遇があります。

#### ○個人住民税

個人県民税(4%)と個人市町村民税(6%)をまとめて市町村が賦課徴収しています。

※住所地の県又は市町村が個人住民税を控除する団体として条例で指定した団体への寄附が控除の対象となります。

※埼玉県は、(公財)さいたま緑のトラスト協会を控除を受けることのできる団体として指定しております。

※住所地の市町村の指定状況は、市町村役場又は、県の税務担当課のホームページ等で確認をお願い致します。

ご参考：埼玉県税務課 <http://www.pref.saitama.lg.jp/site/z-kifukinzeisei/#lnk3>

[控除額]

(寄付金額-2,000円) × 個人住民税率 [県民税分(4%), 市町村民税分(6%)]